

第5次亀岡市総合計画の進行管理・行政評価について

令和4年2月 第1版
令和5年2月 第2版

< 目 次 >

1	経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	進行管理・行政評価の目的について・・・・・・・・	1
3	進行管理・行政評価の内容について・・・・・・・・	2
4	行政評価の実施について・・・・・・・・	4
5	評価結果の活用等について・・・・・・・・	4

1 経過

平成23年1月から取組を開始した第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～（以下、「第4次総計」という）については、平成27年度までの概ね5年間を前期、平成28年度から令和2年度までの5年間を後期とし、令和2年度末をもってすべての計画期間が終了した。

令和3年度からは、10年間のまちづくりの指針となる第5次亀岡市総合計画（以下、「第5次総計」という。）の取組が開始された。

第5次総計の進行管理については、主に亀岡市総合計画審議会進行管理部会において、第4次総計における後期基本計画の進行管理・行政評価における成果と課題を踏まえ、新たな仕組みを提案する。

2 進行管理・行政評価の目的について

第5次総計の進行管理・行政評価の目的は以下のとおり。

<①効果的・効率的な推進>

総合計画の各事業の取組に漏れがないか確認するとともに、進捗状況を把握し、円滑な推進を図る。

第5次総計に掲げる施策を実現するための事業の重要性・実施手法等について、外部評価（亀岡市総合計画審議会進行管理部会）・内部評価（市長・副市長）を実施し、事業の「重要性」を明確にする。

また、第8章第2節の「既存事業の見直しの推進」を図るため、「手法の妥当性」について評価したうえで事業の見直しに活用し、予算要求や予算査定と連携するとともに、限られた予算の中での効果的、効率的な事業の推進を図る。

<②市民参画の推進>

行政評価対象事業に対する市民意見を募集することで、市民の行政への参画意識を醸成するとともに、総合計画の進捗状況や行政評価結果を、市ホームページや市民情報コーナー等で公表することで、市民との情報共有を図る。

<③人材育成の推進>

ヒアリングには事業の担当職員が出席し、事業内容について直接説明することで施策

に対する考え方を養うとともに、プレゼンテーション能力の向上を図る。また、「進行管理調書」に各指標の具体的な考え方の記入欄を設けることで、第4次総計での課題であった指標の設定について改善を図るとともに、成果を意識した事業執行を促す。

3 進行管理・行政評価の内容について

第5次総計の進行管理・行政評価については、第4次総計の進行管理・行政評価の課題を踏まえ、次のとおり実施し、課題がある場合は随時見直すこととする。

<①進行管理>

第5次総計の進行管理は、基本的に第4次総計の進行管理の手法を踏襲する。

令和7年度までの5年間の計画を立て、前年度の事業を進捗管理し、各事業の取組の漏れがないか確認するとともに、進捗状況等を把握・管理する。

中長期的には、毎年の施策（事業）の積み重ねの結果による成果を管理・評価し、短期的には、施策（事業）の実施量を中心に管理・評価する。

●活動指標（アウトプット指標）の考え方

⇒進捗を管理する。各事業、各年度ごとに指標を設定する。

●成果指標（アウトカム指標）の考え方

⇒達成度を計る。複数事業ごと（複数の事業で同じ指標を設定）に、5年後の目標のみ設定する。

【第5次総合計画における「進行管理調書」のポイント】

- 「目指す目標」（第5次総計冊子P138・P139参照）に合わせ、令和3年度から令和7年度分を作成し、令和8年度に見直す。
- 広域連携により取り組んでいるものは、その旨が分かるよう明示。
- 事業が目指すSDGsの目標のアイコンを選択したうえで、「事業の概要及び目的」もSDGsの目標達成を意識したものとする。
- 活動指標（アウトプット指標）と成果指標（アウトカム指標）に、具体的な考え方の記入欄を追加。
- 変化が激しい現代社会に対応するため、理由が明確であれば随時変更を可能とする。

<②行政評価>

行政評価は、対象事業を抽出したうえで「進行管理部会ヒアリング」及び「市長・副市長ヒアリング」を中心に実施し、事業の進捗状況等の把握・評価をする。

第4次総計の進行管理では行政評価の対象とした事業数が多く、個々の事業に時間をかけて評価できなかったことから、第5次総計の行政評価では対象事業数を絞るとともに、より実情に則した評価を行うため、「進行管理部会ヒアリング」実施の前に、新たな取組として「現場視察」を行う。

ヒアリング対象事業は、専用の「ヒアリング調書」を作成することで、個々の事業を掘り下げて評価を行う。

【第5次総合計画における「ヒアリング調書」のポイント】

- 当該事業の「事業の目的」や「現状と課題」、「今後の取組の方向性」等を記載するとともに、当該年度と過去2年度間の「予算額」「決算額」「人件費」（参考値）を記載することで、具体的な事業の内容とコストを可視化する。

行政評価の結果に伴う事業の見直しが、次年度の当初予算に反映できるスケジュールとすることで、予算要求及び査定と連携できる取組とする。具体的な年間予定については、次のとおり。

【進行管理・行政評価に係る年間予定】

- 第1回総合計画審議会（5月頃）…今年度のスケジュール等について
- 第1回進行管理部会（6月頃）…行政評価対象事業について、2つ程度にテーマを絞ったうえで、1テーマにつき2～3事業を選定する。また、その中から現場視察の候補についても選定。
※選定された行政評価対象事業を市長・副市長に報告（必要に応じて行政評価対象事業を追加選定）
- 第2回進行管理部会（7月～8月頃）…現場視察（1～2か所）
- 第3回進行管理部会（9月～10月頃）…2～3時間を目安に4～6事業をヒアリング（1事業：20～30分程度）
- 市長・副市長ヒアリング（10月頃）→次年度計画（予算編成）に反映
- 第4回進行管理部会（1月頃）…市長・副市長ヒアリング結果の報告
- 第2回総合計画審議会（2月頃）…今年度の活動結果報告等について

4 行政評価の実施について

行政評価は、以下のとおり＜①市民意見の募集＞、＜②現場視察＞、＜③進行管理部会ヒアリング＞、＜④市長・副市長ヒアリング＞を軸として実施する。

＜①市民意見の募集＞

行政評価対象事業の取組内容等について、市民からの意見を募集する。

＜②現場視察＞

第5次総計の行政評価においては、個々の事業の取組内容を深く掘り下げるため、新たな取組として、進行管理部会委員による「現場視察」を実施する。

「現場視察」は、委員がヒアリングに関連する現場へ事前に行くことで、事業への理解を深め、「進行管理部会ヒアリング」で評価を行う際の材料とする。

＜③進行管理部会ヒアリング＞

「進行管理部会ヒアリング」は、募集した「市民意見」とともに、各事業単位で作成する「進行管理調書」及び「ヒアリング調書」に基づき、当該施策及び事業に係る現状と課題、今後の取組の方向性等について、「現場視察」を踏まえて進行管理部会委員から質問をする。委員からの質問には、人材育成の観点から、原則として各事業の担当職員が対応する。

＜④市長・副市長ヒアリング＞

「市民意見」・「現場視察」・「進行管理部会ヒアリング」の結果を踏まえ、「市長・副市長ヒアリング」を実施する。

「市長・副市長ヒアリング」は、「市民意見」・「現場視察」・「進行管理部会ヒアリング」の結果を尊重し、今後の事業推進の方向性等について評価する。

5 評価結果の活用等について

行政評価の結果については、以下のとおり活用することで効果的・効率的な事務改善を図られたい。

<①予算要求、予算査定との連携>

予算要求、予算査定と連携し、事業の集中と選択を図るとともに、事業の見直し等に活用し、限られた予算の中での効果的、効率的な事業の実施に努めること。

<②全庁的な情報共有>

行政評価の結果を亀岡市総合計画策定推進委員会（部長会議の構成員）に報告することで全庁的に共有し、事務改善を図ること。

<③行政評価結果の公表>

市民の行政への参画意識を醸成するとともに、情報公開に関する市民満足度を高めるため、「進行管理調書」及び「ヒアリング調書」を市ホームページや市民情報コーナー等で公表すること。